

令和4年度授業料等納付金は以下のとおりです。1年間大切に保管しておいてください。

令和4年度 2年生 II類 総合 授業料等生徒納付金明細表

(単位：円)

納入月	振替日		授業料 (※)	諸 費			合計(※)
	1回目	2回目		生徒会費	PTA会費	校外教育費	
4月分	4月20日(水)	—	39,000	700	600	3,400	43,700
5月分	5月10日(火)	5月20日(金)	39,000	700	600	3,400	43,700
6月分	6月10日(金)	6月20日(月)	39,000	700	600	3,400	43,700
7月分	7月11日(月)	7月20日(水)	39,000	700	600	3,400	43,700
8月分	8月10日(水)	8月23日(火)	39,000	700	600	3,400	43,700
9月分	9月12日(月)	9月20日(火)	39,000	700	600	3,400	43,700
10月分	10月11日(火)	10月20日(木)	39,000	700	600	3,400	43,700
11月分	11月10日(木)	11月21日(月)	39,000	700	600	3,400	43,700
12月分	12月12日(月)	12月20日(火)	39,000	700	600	3,400	43,700
1月分	1月10日(火)	1月20日(金)	39,000	700	600	3,400	43,700
2・3月分	2月10日(金)	—	78,000	1,400	1,200	—	80,600
合計			468,000	8,400	7,200	34,000	517,600

※授業料の保護者負担額は高等学校就学支援金・授業料軽減補助金・広陵高等学校育英資金支給制度により異なります。

- 振替日に指定の銀行口座から、**授業料に諸費を加えた金額で引落し**をさせていただきます。
- 2・3月分は合算して2月10日(金)**に引落します。
- 4月と2月を除き、月に2回の引落日を設けています。**1回目に引落しできなかった場合、2回目での引落としとなります。2回目も引落しできなかった場合には、月末までに振込(ゆうちょ銀行)または現金持参で納入していただくこととなります。**
- 4月～6月の授業料(保護者負担額)については、令和3年11月に送付した令和3年度就学支援金決定通知書の額が適用されます。(年度途中で家計急変があった場合を除く)**  
以下の表にて授業料保護者負担額をご確認ください。※引落し額は下表額に諸費を加えます。

2年生 授業料 39,000円/月

【判定の基準】 市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額※1	親権者全員の	授業料から 軽減される額	就学支援金 (国の制度)	授業料等軽減 (県の制度)	授業料 保護者負担額(注)
① A区分	0円(非課税)	全額	33,000	6,000	0
② B区分	51,300円未満	全額	33,000	6,000	0
③ C区分	154,500円未満	33,000円	33,000	—	6,000
④ D区分	304,200円未満	9,900円	9,900	—	29,100
⑤ 対象外	304,200円以上	対象外	—	—	39,000

※1 政令指定都市の場合、調整控除の額に3/4を乗じる

5. 令和4年7月以降の授業料保護者負担額は、令和4年度の課税額（令和4年6月以降にお住いの市区町村で令和4年度の課税証明書を発行することが可能です）により決定されます。  
6月に令和4年度就学支援金の申請書を送付します。

6. 校外教育費内訳

項目		金額	項目	金額	
日本スポーツ振興センター		1,620	進路関係	実力テスト <u>13,400</u>	
芸術鑑賞		600		進路ノート	1,840
歯鏡		80	学習記録手帳		780
応援費甲子園等	県大会応援費	—	家庭科実習費		1,500
	甲子園応援費	10,000	予備費		180
遠足		4,000	合計		34,000

- ※1 予備費については、各項目で不足が生じた場合に充当させていただきます。
- ※2 下線部の額は昨年度の所要額を参考とした概算額です。
- ※3 県大会応援費は、令和2年度に納入分を繰り越しているため徴収しません。  
甲子園応援費は、令和4年3月の選抜大会の応援に充当したため、参加した生徒は残金がありません。応援に参加していない生徒は、卒業時に返金となります。  
そのため、生徒ごとに引落額を変更することが困難なため、今回、全員新たに納入していただくことといたしましたので、ご了承ください。
- ※4 年度末に残金が生じた場合は預り金とし、卒業時に授業料等振替口座へ一括して返金いたします。

< 参考 授業料等生徒納付金の未納者に対する学則上の規定 >

第31条 校長は、正当な事由なくして授業料等生徒納付金を納入しない生徒に対して、その未納の期間中出席を停止することができる。